○那須町田中複合施設設置及び管理に関する条例施行規則

|  |
| --- |
| (平成30年3月30日規則第25号) |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| |  |  |  | | --- | --- | --- | | 改正 | 平成30年10月26日規則第37号 | 令和3年3月31日規則第17号 | |  |  |  | |

|  |
| --- |
|  |

目次

第1章　総則(第1条－第7条)

第2章　子育て支援施設(第8条－第13条)

第3章　高齢者活動支援施設及び地域コミュニティ活動支援施設(第14条－第21条)

第4章　中小企業等育成支援施設(第22条－第29条)

第5章　雑則(第30条)

附則

第1章　総則

(趣旨)

第1条　この規則は、那須町田中複合施設設置及び管理に関する条例(平成29年条例第18号。以下「条例」という。)第15条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(愛称)

第2条　那須町田中複合施設(以下「複合施設」という。)の愛称は、「りぼーる・たなか」とする。

(利用時間)

第3条　複合施設の利用時間は、午前9時から午後9時までとする。

2　前項の規定にかかわらず、条例第3条第1項各号に掲げる施設(以下「構成施設」という。)ごとに利用時間を定めることができる。

3　町長は、特に必要と認めるときは、前2項の利用時間を変更することができる。

(休館日)

第4条　複合施設の休館日は、次のとおりとする。

(1)　毎週水曜日。ただし、この日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日にあたるときはその翌日

(2)　年末年始（12月28日から翌年の1月4日まで）

2　前項の規定にかかわらず、構成施設ごとに休館日を定めることができる。

3　町長は、特に必要と認めるときは前2項の休館日を変更することができる。

(利用者の遵守すべき事項)

第5条　利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　施設、設備等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれのある行為をしないこと。

(2)　他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれがある物品若しくは動物(補助犬等を除く。)の類を携行しないこと。

(3)　許可なく印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示しないこと。

(4)　施設内の風紀及び秩序を乱さないこと。

(5)　所定の場所以外の場所において飲食し、又は喫煙しないこと。

(6)　使用した施設、設備等は、原状に復して整理整頓すること。

(7)　使用時に排出したごみは、各自において持ち帰ること。

(8)　係員の指示に従うこと。

(9)　前各号に定めるもののほか、施設の管理に支障がある行為はしないこと。

(原状回復の報告)

第6条　利用者は、条例第11条の規定により原状回復を終えたときは、その旨を係員に報告しなければならない。

(読替え規定)

第7条　条例第13条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第3条及び第4条の規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と読替えるものとする。

第2章　子育て支援施設

(子育て支援施設の名称)

第8条　条例第3条第1項第1号に規定する子育て支援施設の名称は、「わんぱくキッズランド」とする。

(利用時間)

第9条　わんぱくキッズランドの利用は、午前の部と午後の部の入替え制とし、その利用時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、町長が特に認めるときはこの限りでない。

(1)　午前の部　午前9時30分から正午まで

(2)　午後の部　午後1時30分から午後4時30分まで

(3)　前号の規定にかかわらず、11月から翌年2月までは、午後の部を午後4時までとする。

2　わんぱくキッズランド内の飲食スペースは、前項の規定にかかわらず、正午から午後1時30分の間も使用できるものとする。

(利用者の範囲)

第10条　わんぱくキッズランドを利用することができる者は、次の各号のいずれかに掲げる者とする。

(1)　0歳から小学校の3学年までの者(以下「子ども」という。)及びその保護者

(2)　子育てに係る相談又は情報を得ようとする子育て中の保護者

(3)　幼稚園、認定こども園、保育園又は小学校の保育士、教職員又は保育者(以下「引率者」という。)

(4)　その他町長が適当と認める者

2　子どもの利用については、保護者同伴とする。ただし、引率者の監督し、子どもが安全に利用できると見込める場合は、この限りでない。

(利用の登録)

第11条　条例第4条の規定により、わんぱくキッズランドを利用しようとする者(以下「キッズランド申請者」という。)は、わんぱくキッズランド利用者登録申請書(様式第1号。以下「利用登録申請書」という。)を利用する当日までに町長に提出しなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、キッズランド申請者は、団体でわんぱくキッズランドを利用する場合は、1月前までに、団体で利用しようとする者の名簿を添付して、わんぱくキッズランド団体利用申請書(様式第2号。以下「団体利用申請書」という。)を町長に提出しなければならない。

(利用の許可)

第12条　町長は、前条の規定により申請書を受けたときは、審査のうえその可否を決定し、許可するときはわんぱくキッズランド利用者登録カード(様式第3号。以下「利用者登録カード」という。)又はわんぱくキッズランド団体利用許可書(様式第4号。以下「団体利用許可書」という。)を交付する。

2　利用者登録カード又は団体利用許可書の交付を受けた者が、利用登録カード又は団体利用許可書を紛失したとき若しくは利用登録申請書の記載事項に変更があったときは、改めて利用登録申請書を町長に提出し許可を受けなければならない。

(利用方法)

第13条　前条の許可を受けた者がわんぱくキッズランドを利用するときは、利用者登録カード又は団体利用許可書を受付にて提示のうえ、わんぱくキッズランド利用者名簿(様式第5号)に必要事項を記載し利用するものとする。

第3章　高齢者活動支援施設及び地域コミュニティ活動支援施設

(活動支援施設の利用時間)

第14条　条例第3条第1項第3号及び第4号に規定する高齢者活動支援施設及び地域コミュニティ活動支援施設(以下「活動支援施設」という。)の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。

(活動支援施設の使用申請)

第15条　条例第4条第1項の規定により、活動支援施設の使用許可を受けようとする者は、使用する日の6箇月前の日の属する月の初日から当日までに、活動支援施設使用申請書兼許可書(様式第6号。以下「申請書」という。)を町長に提出しなければならない。この場合において、申請書提出期間の初日の属する月が1月の場合は、4日とする。

(活動支援施設の使用許可)

第16条　町長は、前条の規定により申請を受けたときは、審査のうえその可否を決定し、許可するときは、活動支援施設使用者に許可書を交付する。

(活動支援施設の使用料)

第17条　活動支援施設使用者は、条例第8条第1項に規定する使用料を使用する日までに全額を納めなければならない。この場合において、２日以上連続して利用する場合は、その初日に使用料を納めなければならない

2　前項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認めるときはこの限りでない。

(活動支援施設の使用料の還付)

第18条　活動支援施設使用者は、条例第8条第2項に規定する使用料の還付を受けようとするときは、許可書に還付理由を記載し町長に提出しなければならない。

(活動支援施設の使用料の減免)

第19条　条例第10条の規定による活動支援施設の使用料の減免は、次の各号に掲げる場合において、全額を免除するものとする。

(1)　町が使用する場合

(2)　町行政に直接関係する団体が使用する場合

(3)　町長が特に必要があると認める場合

(活動支援施設の長期間使用申請)

第20条　活動支援施設使用者は、活動支援施設を１月以上連続して使用するときは、申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、１年を超えて使用の申請をすることはできない。

(1)　団体の場合

ア　団体の設置趣旨が確認できる規約等

イ　役員名簿

ウ　事業計画書

エ　その他町長が特に必要と認める書類

(2)　個人の場合

ア　事業計画書

イ　その他町長が特に必要と認める書類

(施設の改造等)

第21条　許可書の交付を受けた者は、活動支援施設の模様替え、増築その他の改造を行ってはならない。ただし、町長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

第4章　中小企業等育成支援施設

(育成支援施設の利用時間)

第22条　条例第3条第1項第5号に規定する中小企業等育成支援施設(以下「育成支援施設」という。)の利用時間は、24時間利用可能とする。

(育成支援施設の使用申請)

第23条　育成支援施設の使用許可を受けようとする者は、那須町中小企業等育成支援施設使用申請書(様式第7号)に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)　法人の登記事項証明書の写し

(2)　事業計画書

(3)　その他町長が特に必要と認める書類

(育成支援施設の使用許可)

第24条　町長は、前条の規定により申請を受けたときは、審査のうえその可否を決定し、許可するときは、那須町中小企業等育成支援施設使用許可書(様式第8号)を交付する。

2　育成支援施設の使用の許可を受けた者(以下「育成支援施設使用者」という。)は、請書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

(育成支援施設の許可期間)

第25条　育成支援施設の使用を許可する期間(以下「許可期間」という。)は、1年間とする。

2　前項の規定にかかわらず、町長は5年の範囲内において、通算の許可期間を更新することができる。

3　前項の規定により許可期間を更新するときは、1年ごとに許可を受けなければならない。

4　育成支援施設使用者は、許可期間の更新をしようとするときは、あらかじめ那須町中小企業等育成支援施設使用許可期間更新申請書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

5　町長は、許可期間の更新を許可したときは、那須町中小企業等育成支援施設使用許可期間更新許可書(様式第11号)を育成支援施設使用者に交付するものとする。

(育成支援施設の使用料)

第26条　育成支援施設使用者は、条例第8条第1項に規定する使用料として当月分を毎月末までに納付しなければならない。

2　育成支援施設使用者が、新たに育成支援施設を利用した場合において、その月の使用期間が1月に満たないとき又は月末前に施設の使用を中止したときは、その月の使用料は日割計算によるものとする。

(育成支援施設の使用料の減免)

第27条　条例第10条による育成支援施設の使用料の減免は、町内で創業を開始する個人及び事業者に対し、使用開始日から1年間において、使用料の半額を免除とする。

(育成支援施設の改造等)

第28条　第2４条の規定に基づき許可された者は、育成支援施設の模様替え、増築その他の改造を行ってはならない。ただし、町長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(費用負担)

第29条　育成支援施設の修繕及び維持管理に要する費用のうち、次に掲げる費用は、使用者の負担とする。

(1)　破損ガラスの取替えその他の附帯施設の構造上重要でない部分の修繕

(2)　電話、インターネット、テレビ等の回線引込工事費並びにその使用料及び維持管理費

第5章　雑則

(雑則)

第30条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附　則(平成30年10月26日規則第37号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(令和3年3月31日規則第17号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号(第11条関係)

わんぱくキッズランド利用者登録申請書

[別紙参照]

様式第2号(第11条関係)

わんぱくキッズランド団体利用申請書

[別紙参照]

様式第3号(第12条関係)

わんぱくキッズランド利用者登録カード

[別紙参照]

様式第4号(第12条関係)

わんぱくキッズランド団体利用許可書

[別紙参照]

様式第5号(第13条関係)

わんぱくキッズランド利用者名簿

[別紙参照]

様式第6号(第15条関係)

活動支援施設使用申請書兼許可書

[別紙参照]

様式第7号(第23条関係)

那須町中小企業等育成支援施設使用申請書

[別紙参照]

様式第8号(第23条関係)

那須町中小企業等育成支援施設使用許可書

[別紙参照]

様式第9号(第24条関係)

請書

[別紙参照]

様式第10号(第25条関係)

那須町中小企業等育成支援施設使用許可期間更新申請書

[別紙参照]

様式第11号(第25条関係)

那須町中小企業等育成支援施設使用許可期間更新許可書

[別紙参照]